

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	史跡小田原城跡保存活用計画について	文化財課
2	第8期おだわら高齢者福祉介護計画 (素案)について	高齢介護課
3	おだわら成年後見制度利用促進指針 (素案)について	
4	第6期小田原市障がい福祉計画・第2期 小田原市障がい児福祉計画(素案)に ついて	障がい福祉課
5	小田原市立病院と県立足柄上病院との 連携・協力の方向性について	経営管理課

令和2年12月4日

## 史跡小田原城跡保存活用計画について

### 1 計画策定の沿革と目的

近年の少子高齢化といった社会情勢の変化を受け、地域全体が総がかりで文化財保護に取り組む必要があるとの認識から、平成31年4月に改正・施行された文化財保護法によって史跡の保存活用計画は法定計画として明確に位置付けられることになった。この機会に、国指定の史跡である小田原城跡の価値をあらためて明確にするとともに、今後の保存、活用、整備をさらに推し進めるべく、その基本的指針を示すため、新たに史跡小田原城跡全体に係る「史跡小田原城跡保存活用計画」を策定する。

### 2 計画策定の経過

平成30年9月の厚生文教常任委員会で報告したとおり、国庫補助事業として平成30年度から令和2年度までの3箇年で策定することとした。策定にあたり「史跡小田原城跡調査・整備委員会」内に、「史跡小田原城跡保存活用計画策定部会」を設置し、平成30年8月2日以来計6回の会議と個別指導により、指導・助言を得ている。

### 3 検討体制等

別紙「史跡小田原城跡保存活用計画策定部会員名簿」参照

### 4 計画の概要

別紙「史跡小田原城跡保存活用計画（概要版）案」のとおり

### 5 今後の予定

- (1) パブリックコメントの実施  
令和2年12月15日（火）から令和3年1月13日（水）まで
- (2) 教育委員会への答申  
令和3年2月に、史跡小田原城跡調査・整備委員会より教育長に対し保存活用計画を答申する。
- (3) 計画策定の完了・印刷製本  
令和3年3月に印刷製本が完了し、計画の策定が完了する予定。

## 史跡小田原城跡保存活用計画策定部会員名簿

	専 門	氏 名	役 職	選出区分
1	建築史	小沢 朝江	東海大学工学部教授	史跡小田原城跡調査・整備委員会委員
2	日本中世史	伊藤 正義 (部会長)	元鶴見大学文学部教授	史跡小田原城跡調査・整備委員会委員
3	庭園植栽 景観	宮内 泰之	恵泉女学園大学准教授	史跡小田原城跡調査・整備委員会委員
4	城郭	小笠原 清	報徳博物館館長	史跡小田原城跡調査・整備委員会委員
5	史跡	佐藤 正知	元文化庁記念物課 史跡部門主任文化財調査官	専門委員(史跡)
6	造園 樹木保護	富田 改	樹木医 株式会社湘南グリーンサービス相談役	専門委員(造園・樹木保護)
7	市民	木村 秀昭 (副部会長)	小田原市自治会総連合会会長	専門委員(市民)
8	市民	高村 完二	一般社団法人小田原市観光協会 DMO推進マネージャー	専門委員(市民)
9	市民	堀池 衡太郎	NPO法人小田原ガイド協会会長	専門委員(市民)

## ☆史跡指定地の税制優遇措置

史跡指定された土地には、史跡の保存を目的とした規制がかけられていることに対して、土地所有者の負担緩和に向けた税の優遇措置が設けられています。詳しくは、小田原市文化財課までおたずねください。

## ☆史跡指定地を公有地として守る ～ 購入・寄贈など ～

史跡を一体で管理し、効果的な活用を図るために公有地として守ることは、一つの有効な手段です。そこで史跡指定地の購入・寄贈などを、土地所有者の財産権を尊重し、同意を得た上で行っています。

なお、購入事業については、市が事業者となり、国の補助金を活用しながら進めています。そのため、申し出いただいた後すぐに購入することは難しく、条件が整ったところから順番に購入していく形となります。ご希望の方は、早めに小田原市文化財課まで、ご相談・ご連絡ください。

## 「史跡小田原城跡保存活用計画」で進めること

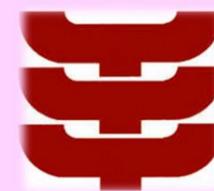
史跡小田原城跡の保存と活用のために、今後小田原市では、必要な調査（発掘・古絵図など）、史跡の追加指定、公有地化、整備などを進めていきます。

なお、当面は、

- ・御用米曲輪の整備など、小田原城址公園内での史跡整備
- ・総構等の活用や史跡指定地を有機的に結ぶための回遊性向上に向けたとりくみ
- ・公有地となった史跡指定地の維持管理と活用方針の検討

などを行っていきます。

また、社会情勢の変化や時代の要請に合わせ、将来的には定期的に保存活用計画の見直しを行っていきます。



# 史跡小田原城跡保存活用計画 (概要版) (案)



しせきおだわらじょうあとほそんかつようけいかく (がいようばん)

## 『史跡小田原城跡保存活用計画 (概要版)』



令和3年(2021)年3月発行

【編集】 小田原市文化財課史跡整備係 電話 0465-33-1718

【発行】 小田原市 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地



## 「史跡小田原城跡保存活用計画」とは？

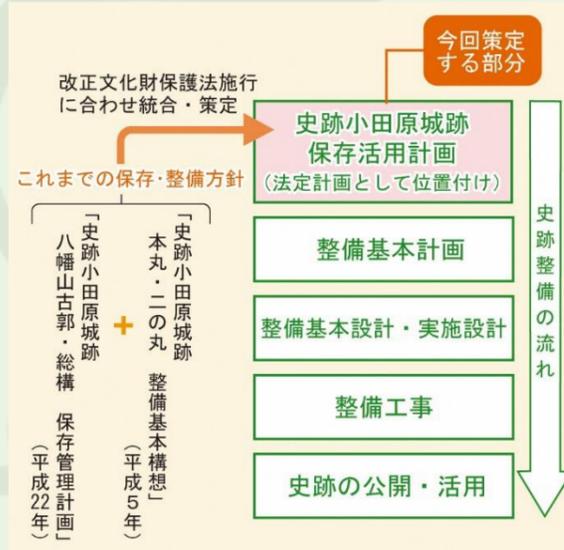
小田原市では、史跡小田原城跡の保存と活用に関する取り組みを続けています。わが国にとって貴重な文化財であり、小田原市の象徴でもある史跡小田原城跡を確実に保存し、未来に確実に伝えるとともに、市民や来訪者の皆さんに史跡を楽しんでいただき、その価値を理解していただくためのとりくみです。

こういったとりくみを進めていくための方針や措置といった計画を、史跡の管理団体である小田原市が、国の法律である「文化財保護法」にそって定めたものが「史跡小田原城跡保存活用計画」なのです。

## なぜ、いま、保存活用計画が必要なのか？

近年の少子高齢化といった社会情勢の変化を受けて、地域全体が総がかりとなった文化財保護に取り組む必要があるとの認識がなされ、平成31年に文化財保護法が改正・施行されました。この改正で、保存活用計画は文化財保護の基本となる法定計画として、明確に位置付けられました。

これまでも史跡小田原城跡に関する計画は策定されており、これらの計画に基づいて、小田原市では史跡の整備や調査、史跡指定地の追加やさまざまな活用事業などを進めてきましたが、文化財保護法改正を踏まえ、時代の要請に応じた史跡小田原城跡の保存と活用について、あらためて基本的な計画を策定することとなりました。



## 「史跡小田原城跡」～その価値と魅力～

小田原城は、戦国大名北条氏が本拠地とした城です。戦国時代を通じて築城・改修が進められ、戦国時代の終わりを告げる戦いとなった「小田原合戦」時には、延長9kmにわたって築かれた、「総構」と呼ばれる堀や土塁が城の四方を囲み、その城域はおよそ400万㎡(400ha)に及び戦国時代最大級のものとなりました。

江戸時代の小田原城は、大久保・阿部・稲葉という徳川家の有力譜代大名の居城となりました。総構に囲まれた広大なエリアは「府内」と呼ばれ、城や武家屋敷、城下町などが展開する空間として引き継がれました。

明治以後の小田原町や、現在の小田原の中心地は、この総構に囲まれる範囲に重なっています。つまり、現在の小田原のまちの中心部は、小田原城跡の上にそのまま積み重ねられたかたちで位置しているのです。

### 【価値とその魅力1】戦国時代を通して関東一円に勢力を広げた北条氏の本拠地であり、「小田原合戦」と「中世」から「近世」への「時代転換の舞台」

戦国大名北条氏は、関東一円に勢力を広げ、天正18年(1590)の「小田原合戦」に敗れるまで、初代伊勢宗瑞(北条早雲)から5代氏直まで、およそ1世紀にわたり、小田原城を中心に支配していました。

特に、天下統一を目指す豊臣秀吉の大軍を迎え撃つために築いた総構の堀や土塁は、現在でも、城域の西部、小峯御鐘ノ台大堀切などで見ることができます。

また、地下にも北条氏の時代の遺構が保存されていて、御用米曲輪の発掘調査では過去に類例を見ない庭園跡などが発見され、北条氏の文化的な一面がうかがえました。



北条氏5代と北条氏が用いた虎印判「禄壽應穩」の印影  
左上から初代伊勢宗瑞(北条早雲)、2代氏綱、3代氏康、  
左下から4代氏直、「虎印判」、5代氏直

## 史跡を守るためのルール～現状変更の取り扱い～

史跡に指定されている土地は、史跡の価値を構成する要素である遺構の保存や、景観に影響を与えるような行為を行う場合には、文化財保護法の規定(文化財保護法第125条)によって、事前に国や市の許可が必要になります。

具体的には、造成・盛り土・掘削などを行って土地の形状を変えたり、家や物置などの建造物の建築・改修や撤去、塀などの工作物の設置や撤去、木の植栽や新たな畑などの開墾といった行為を、事前に国や市の許可なく行うことはできないのです。

史跡指定地でのこのような行為は、史跡の保存に影響のある行為であり、史跡の「現状変更」と呼び制限されています。詳しくは、小田原市文化財課までお問い合わせください。

### ☆史跡と現状変更☆

現状変更に関する定めについては「自分の土地なのになぜ?」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。

地面を掘ったり、家を建てたりといった工事には、**遺構を壊す(き損・損壊する)危険性**があります。小田原城跡の本丸周辺や総構の土塁や堀跡などがある土地で、そういった工事を無制限に認めてしまうと、貴重な土塁や堀跡などは遠からずなくなってしまうでしょう。

史跡は「我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができない」遺跡として、**国に認められた価値**を有しています。史跡の価値を構成する遺構がなくなってしまうと、史跡の価値も失われ、史跡小田原城跡を「確実に保存し、未来に伝える」ことが出来なくなります。

そのため、現状変更にあたる行為については、すべて事前に国や市の許可が必要となるのです。

しかし、「どのような行為ならば、許可を受ける必要があるのか、よくわからない」という方もいらっしゃるのではないかと思います。その場合には、小田原市文化財課までお問い合わせください。

## 新たに「史跡小田原城跡」の指定地が広がる可能性～史跡の追加指定～

昭和13年(1938)の第1次指定以後、12次の指定が行われた史跡小田原城跡では、令和2年(2020)11月現在、史跡に指定された土地(史跡指定地)の面積の合計は、およそ30万㎡(30ha)にのぼります。これは戦国時代末期の「総構」に囲まれた広大な範囲(江戸時代の「府内」の範囲)、およそ400万㎡(400ha)の一割に満たない面積です。

その一方で、史跡に指定されていない土地にも、総構を構成する土塁や堀跡などが良好な保存状態で残っているところもまだまだあるのが現状です。また、発掘調査で、史跡にふさわしい貴重な遺構が新たに発見されることがあります。

このような、史跡小田原城跡の保存と活用にとって重要と判断される場所については、将来的に史跡小田原城跡の指定地に追加する必要があるため、史跡指定地が広がっていく可能性があるのです。

## 「史跡小田原城跡」の追加指定と指定地の取り扱い

現在、史跡小田原城跡の史跡指定地のおよそ21%が個人や民間企業などの所有地です。小田原市では、引き続き、史跡の追加指定を進めていきますが、土地所有者のみさんの意向や財産権を尊重することなく強制的に史跡に指定することはありません。追加指定の際には、土地所有者の同意をいただいた上で、初めて史跡に指定する手続きに入ります。

## 「史跡小田原城跡」をより活かすために ～史跡の活用～

史跡小田原城跡の活用は、史跡の保存を前提に、以下の方針にそって進めていきます。

- (1) 史跡小田原城跡の普及・啓発活動の推進と情報発信
  - ☞ インターネット活用
  - ☞ 生涯学習・学校教育への情報発信
- (2) 地域と連携した多面的活用の推進
  - ☞ 観光協会、民間団体や地域、学校などとの協働
- (3) 誰にでもわかりやすく体感できる史跡小田原城跡
  - ☞ スマートフォン・タブレットの活用
  - ☞ 遺構等のわかりやすい整備と回遊性の向上



民間団体が主催する総構を歩く企画ツアー（山ノ神堀切西）



整備された御用米曲輪北西土塁

### ☆史跡小田原城跡と民間団体☆

史跡小田原城跡における保存の歴史は、戦前の「小田原保勝会」、戦後の「小田原城郭研究会」など、民間団体の活動なくして語ることは出来ません。

現在も、「小田原ガイド協会」「大外郭の会」などの団体が、積極的に史跡の価値を伝えたり、現地をガイドしたりといった活動を展開しており、これに加えて、観光協会などとの協力・連携によって、史跡小田原城跡を商業・観光拠点と結び付け総合的な地域観光の実現を目指します。

このような地域活動を積極的に支援・推進することで、「史跡の理解者・サポーター」を増やし、地域総がかりでの史跡の活用につなげていくことを目指します。



復元整備された銅門・住吉橋



御用米曲輪の発掘調査現地説明会

## 「史跡小田原城跡」の保存・活用・整備事業を進めていくために

史跡小田原城跡の保存・活用・整備事業は、地域住民のみなさんの御理解を得ながら進めていきます。その上で、事業の主軸となる小田原市文化財課と、小田原城総合管理事務所などの市の関係部署、研究者・各種専門家の方々といった史跡小田原城跡に関わるステイクホルダー（利害関係者）との連携・協働によって事業を推進してまいります。また、事業の推進にあたり、適切なタイミングで史跡小田原城跡調査・整備委員会、神奈川県教育委員会、文化庁からの指導・助言をいただくことにしています。

## 【価値とその魅力2】江戸時代以降の、小田原城の本丸や二の丸、隣接の曲輪が城址公園として残され、石垣や堀、曲輪など近世の城郭の姿がよくわかる史跡

「小田原合戦」の結果、北条氏から明け渡された小田原城は、徳川家康の重臣 大久保氏に与えられ、それ以後、江戸時代を通じて江戸幕府の幕閣クラスの譜代大名が城主を務めました。小田原城は江戸の西の守りであり、本丸・二の丸付近は石垣を持つ「近世城郭」に改造されました。本丸は将軍が上洛する時に滞在する空間となり、本丸御殿が設けられ、天守には徳川将軍家の「葵の御紋」の瓦が用いられました。城主（藩主）は二の丸で生活し、政務を執りました。

江戸時代になると、城の施設のある空間は主に本丸・二の丸を中心とする範囲になりました。戦国時代の総構に囲まれたエリアは「府内」と呼ばれる、城や武家屋敷、城下町などが展開する空間として引き継がれました。

現在本丸・二の丸は、小田原城址公園となり、石垣や堀、復元建物などから、近世の城の姿に親しむことができます。



幕末の小田原城とその城下の姿を描いた「文久図」

## 【価値とその魅力3】戦国大名北条氏を特徴づける遺構「障子堀」

北条氏が多用した特徴的な遺構に、「障子堀」があります。障子とは一般に空間を仕切る壁面を指します。「軍学書」では、城郭の堀底に人馬の行動を阻む障害物として、堀を横断するように、あるいは堀と平行するように掘り残した土壁を「堀障子」と呼び、堀障子を備えた堀全体を「障子堀」と呼んでいます。全国的に事例が見られますが、小田原城をはじめとする北条氏の城で特に顕著です。

北条氏の出城であった静岡県三島市の史跡山中城跡では、発掘された「障子堀」が整備・公開されています。



八幡山古郭の「障子堀」



二の丸住吉堀の「障子堀」



# 「史跡小田原城跡」の課題とその対応

史跡小田原城跡の価値と魅力を後世にのこし、伝えていくために、本計画においていくつかの課題が抽出されています。最も重要な課題は「持続可能な形で将来にわたる遺構の保護」です。そのためには、史跡小田原城跡の価値を知っていただく意味での史跡の活用をはかり、史跡小田原城跡に指定されている土地や小田原城跡に関する遺構が所在する土地の所有者のみなさんとの連携、協力が必要です。こうした課題も含め、主な課題とその対応について下図に示します。



### 総構のブランド化

＊総構の特色や価値をもっと知ってもらうため、回遊路の設定、休憩所などの施設設置を進めます。  
(写真は小峯御鐘ノ台大堀切東堀)

そうがまえ 総構(丘陵部)

ふじやまじんば 富士山陣場

### 説明板・案内板等の充実

＊史跡の理解や回遊性を高めるため、平易な説明をこころがけ、隣接施設や駅への案内などの利便性にも配慮していきます。  
(写真は早川口遺構の説明板)



### 史跡にふさわしい将来像の検討

＊史跡にふさわしい整備を進めていくため、天守閣(写真)や大手門を含めた将来像の検討を進めます。

### 各種調査による史跡の新たな価値の発見

＊発掘や古絵図などの各種調査を進め、史跡の新たな価値が見出せるように努めていきます。  
(旧小田原少年院跡地の発掘調査写真に写る総構の土塁 1919年撮影)



いまいじんば 今井陣場



史跡の指定年代以外の痕跡の取り扱いの検討  
＊史跡指定地内に残る、史跡の指定年代以前や、以後の歴史的痕跡を、どのように位置付けていくのかについて検討します。  
(写真は蓮上院土塁上に残る爆撃痕跡)



### 史跡の適切な保存と管理

＊史跡の価値を構成する遺構を保護しながら、史跡の環境を整える植栽や利便性を高める施設などの適切な管理や設置に努めます。(写真は二の丸東堀から見た桜)

凡例	
	国史跡指定地
	公有地(国・県・市)
	近世本丸・二の丸・隣接諸郭
	近世三の丸
	八幡山古郭
	小峯畑・天神山尾根
	谷津・愛宕山
	総構(丘陵部)
	総構(低地部)
	城下町区域
	府外小田原合戦陣場・屋敷・要害